



## 異物検査の流れについて

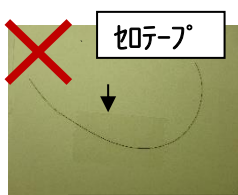
当センターでは、調理中、配膳中、喫食中等に発見された異物について、市町教育委員会、学校、共同調理場等からの依頼を受けて、異物検査を実施しています。令和元年度は年間307件、令和2年度は2月末現在304件の検査を実施しました。異物が何であるか、またその混入時期を推測することにより、再発防止対策や衛生管理の向上に役立てていただいています。

今号では、当センターで実施している異物検査の主な流れについてご紹介します。



### 【検査依頼時の異物の取り扱いのお願い】

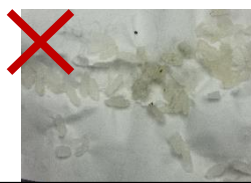
- 異物はできるだけ直接手で触れず、発見時の状態を保つよう扱ってください。
- 異物は、セロテープで貼ったりティッシュペーパーで包んだりせず、ビニール袋(できればジップ付き)に入れたりラップに包んでください。
- 水分を含んでいる異物はラップ等に包み乾燥を防ぎ、冷蔵庫に保管し腐敗を防止してください。



×セロテープで貼り付ける



×ティッシュペーパーで包む



○ビニール袋に入れる



○ラップで包む